

諮問日：平成29年4月27日（平成29年度（最情）諮問第14号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（最情）答申第25号）

件名：過労自殺の労災認定における裁判所の問題意識が書いてある文書の不開示
判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「過労自殺の労災認定が、過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任が発生することと直結しつつあることに関する裁判所の問題意識が書いてある文書（司法研修所の特別研究会，労働実務研究会等の研修資料を想定しているが，これに限られない。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年3月30日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判官が執筆した記事が雑誌に掲載されているところ，その内容が非常に詳細であるから，個人的な記事ではなく，裁判所内部の検討結果を反映したものであると思われる。また，当該記事の内容からすれば，過労自殺の労災認定が過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任の発生と直結しつつあることは，明らかである。したがって，本件開示申出文書は存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法研修所では，労働事件に関する研究会を実施しているが，「過労自殺の

労災認定が、過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任が発生することと直結しつつあること」に関するテーマを取り上げた研究会は実施していない。そのほかの研究会に係る講演録及び共同研究結果概要についても探索したが、本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかった。

また、最高裁判所の労働事件に関する事務を扱っている部署においても探索を行ったが、本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかった。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月15日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年6月9日 審議
- ⑤ 同年7月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法研修所においては、「過労自殺の労災認定が、過失相殺なしで1億円以上の損害賠償責任が発生することと直結しつつあること」に関するテーマを取り上げた研究会を実施しておらず、探索の結果、本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかったとのことである。申出の対象とされたテーマの性格等に照らすならば、このような説明の内容は不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は、裁判官が執筆した記事を挙げて、本件開示申出文書は存在すると主張するが、独自の見解といわざるを得ず、本件の判断には影響しない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人